

温泉行政の諸課題に関する懇談会（第3回）

<議事要旨（案）>

1. 日 時：平成18年9月4日（月）15：30～17：25

2. 場 所：環境省第1会議室

3. 出席委員：9名（五十音順、敬称略）

石川 理夫 温泉評論家

今橋 正征 東邦大学名誉教授

岡部 昭典 静岡県健康福祉部生活衛生室長

岡村興太郎 （社）日本温泉協会常務理事

甘露寺泰雄 （財）中央温泉研究所所長

菊地 邦雄 法政大学人間環境学部教授《座長》

竹村 節子 （株）現代旅行研究所専務取締役

前田 真治 国際医療福祉大学・大学院リハビリテーション学領域教授

村田 彰 流通経済大学法学部教授（法学部長）

4. 環境省側：南川自然環境局長、黒田官房審議官、泉自然環境局総務課長、中野自然環境整備担当参事官 他

5. 議 事

（1）温泉利用上の注意事項及び禁忌症等について

（2）魅力ある温泉地づくりについて

（3）その他

(*なお、会議は公開で行われた。)

6. 議事要旨

（1）冒頭、座長より、本日の懇談会では「温泉の利用上の注意事項及び禁忌症」と「魅力ある温泉地づくり」を議題として取り上げる旨、説明。

（2）議題1 「温泉利用上の注意事項及び禁忌症等について」

事務局より、資料3に沿って「温泉利用上の注意事項及び禁忌症等について」説明。

続いて前田委員より、温泉医学の面から現行の温泉利用上の注意事項、禁忌症及び適応症の見直し検討事項や今後どのような方向で研究を進めるべきかについての御意見を頂いた。

(前田委員意見概要)

～禁忌症及び適応症について～

- ・近年の医学では科学的根拠が重視され、温泉の適応、禁忌も科学的根拠に基づくものが求められるようになっていること。
- ・各地の温泉地における伝統的効能は、長い歴史の中での症例の積み重ねより得られたものであり、どの程度適応症等の根拠として反映させができるか、未だ結論が得られていないこと。
- ・適応症の「うちみ、くじき」を「打撲、捻挫」と一般的にわかりやすい記述に改めるなど、名称と内容について再検討すべきであること、また、一般的禁忌症については、最近の医学的見地からすれば疑問のある記載もあり、今後再検討を行うべきと考えること。
- ・適応症、禁忌症という表現を温泉療法に用いることは不適切ではないかと提起。現状の適応症という掲示は、1回の入浴でも効果があるという誤解を利用者へ与えかねない。例えば、適応症は、「温泉療法の適したあるいは改善が期待される病気、病態」、禁忌症は、「温泉療法で悪化するおそれがある病気、病態」のような表現にし、必ず温泉療法に詳しい温泉療法医などの医師の指示、指導の下に行うよう徹底すべきと考えること。
- ・温泉療法の効果は含有成分のみで決まるものではなく、微量成分の作用、温熱や物理作用、気候、景観などの環境作用が総合的に働いているものであり、同一の泉質であっても、適応・禁忌は同じではないこと。

～浴用又は飲用上の注意事項について～

- ・注意事項の順序は、湯治などの長期療養者ではなく、一般的な短期利用者を想定して、入浴時間や飲酒後の入浴注意、食事の直前直後の入浴注意点を先に記載することが良いのではないか。また、「入浴前後の水分補給」を追加すべきこと。
- ・飲用利用基準のうち衛生管理において「清潔なコップを用いること」とあるが、清潔なレベルがあいまいであり、他人からの感染の可能性もあることから、使い捨てコップの設置などが必要であること。
- ・心臓に負担がかからないように「手足から先にかけ湯をすること」、衛生面から「身体を洗ってから浴槽に入浴すること」又「タオルなどは浴槽の中に入れないこと」といった注意事項も必要であること。
- ・飲用にあたっての注意事項として、多くの高齢者が何らかの薬物治療をしていることから、飲用しようとする温泉の成分について温泉療法医のみならず投薬をしている主治医にも指示を受けることが望ましいこと。
- ・利用者にわかりやすい温泉療法の指針を作成するための研究を積極的に促進すべきであること。

(各委員からの意見 (概要))

～総括的意見～

- ・温泉の利用上の注意事項並びに禁忌症及び適応症に関しては研究を推進していかなければならない。
- ・また、温泉利用者に対し何をどのように伝えるべきか整理する必要がある。

～注意事項及び禁忌症等に関する利用者への情報提供（掲示方法）について～

- ・適応症が法律上、規定されていない理由を理解させ、危険防止のために禁忌症が掲示されていることを利用者に対して明確にすべきではないか。
- ・禁忌症については、1回の入浴でも重要であるにもかかわらず、利用者は主に効くか効かないかを重視していることからその説明がなされておらず、わかりやすい掲示となっていないのではないか。
- ・温泉は療養としての利用と一般の観光としての利用があり、これらの区別に関係なく適応症等の情報が提供されていることが問題ではないか。
- ・疾患のある人は、医師による診察・治療後に、医師の指導の下、代替療法として温泉療法を行うべきであることを周知すべきではないか。
- ・飲泉利用については特に注意する必要があり、わかりやすい解説と利用方法を周知させる必要があるのではないか。
- ・禁忌症や適応症も療養泉の泉質に大きく関わってくる面があり、温泉法上の療養泉の位置付けについて検討すべきではないか。一方、法律に療養効果を謳うレベルには達していないのではないか。

（3）議題2「魅力ある温泉地づくりについて」

事務局より、資料4に沿って「魅力ある温泉地づくりについて」説明。

続いて、石川委員より資料5に沿って「諸外国の温泉の活用実態について」説明頂いた。

（石川委員説明概要）

- ・韓国、台湾など東アジア諸国では温泉ブームが高まっている。海外からの観光客向けに日帰り温泉施設などの建設ラッシュが起きており、ビジット・ジャパンの対抗馬となりかねないのではないか。
- ・古代から数千年の歴史のあるイギリスのバースでは、飲泉施設を除いて温泉入浴施設は長い間閉鎖されていたが、今年の8月に「大型の温泉入浴施設」が完成し、入浴による安らぎやリラクゼーションを求める場所ができた。

- ヨーロッパの温泉保養地の条件として、ひとつには滞在環境がいかに整えられているかが重要であること。滞在のためのソフトとハードを揃えること、例えばカジノ、クアハウスのほかイベント広場などの屋外施設やショッピング街など生活しやすい設備が整えられていることが必要である。
- 欧州では、泉源地の確保のため、温泉公園として緑を保全している。
- 欧州では、温泉は共同利用するものであり、日本のように旅館宿の中の内湯で利用する形態ではなく、宿と食事と温泉施設が分離した形態であること。
- 温泉が、運動浴やシャワーマッサージなど利用者の満足感に答えるため非常に多目的な利用がなされている。特に温泉美容は心と体への癒し効果が考えられるなど、利用の多彩なメニューがあること。

(各委員からの意見 (概要))

～総括的意見～

- 行政は、魅力ある温泉地づくりのため、ハード面とソフト面をあわせて、いろいろなアイディアあるいは支援策を考えるべきである。

～魅力ある温泉地づくりに関する今後の取組について～

- 温泉地全体の活性化のためには観光振興が重要。しかしながら、関係府省間の連携が上手く図られていないのではないか。
- 魅力ある温泉地をつくるためには、地元の人たちを中心に‘工夫’をこらし、行政や事業者などと‘共同’で取り組むことが重要であるが、一方で行政の支援が不足している。
- 温泉法の目的である温泉の保護と適正利用というのは、温泉町全体がしっかりとすれば、おのずと問題が解決していくのではないか。

- (4) 事務局より、群馬県における「温泉掘削不許可処分取消請求事件」についての控訴審判決に関する概要を説明。
- (5) 第4回懇談会は、平成18年10月6日（金）15時30より開催。
- (6) 南川自然環境局長より、異動に伴う挨拶があった。